

練馬区指定介護予防・生活支援サービス（総合事業） 訪問型サービス重要事項説明書

[令和 7年 3月 1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

アデリーケア練馬事業所 TEL：03-5923-7795

重要事項説明者 田近 郷 / 管理責任者 田近 郷

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 アデリーケア練馬事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	アデリーケア練馬事業所
所在地	東京都練馬区石神井町 4-3-15 カーサ・ヴェルデ石神井公園 1F
指定番号	練馬区 総合事業 訪問型サービス (1372008423)
サービスを提供する地域	練馬区

(2) 営業時間

月～土、祝日	午前9：00～午後6：00
--------	---------------

※ 12月30日～1月3日を除く。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名	2名	3名
訪問事業責任者	実務者研修修了者	0名	0名	0名
サービス従業者	介護福祉士	常勤換算 2.5名以上		
	訪問介護員1級修了者、実務者研修修了者			
	訪問介護員2級修了者、 介護職員初任者研修修了者			
	介護スタッフ研修修了者			

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6：00～8：00	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～22：00
平日・土	○	○	○
祝日	○	○	○

※ 早朝(6：00～8：00)深夜(22：00～6：00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

介護予防サービス・支援計画書および練馬区総合事業訪問型サービス計画をご参照ください。

4 利用料金

(1) サービス利用料

練馬区総合事業訪問型サービスを利用する場合は、原則として下表〔料金表―基本料金・通常時間〕の1割です。ただし、一部の方の負担割合が2割又は3割となります。

負担割合を確認するため、毎年、区が交付する負担割合証をご提示下さい。

利用料金は、1ヵ月を最小の単位とした、月あたりが基本となりますが、月途中からのサービス利用の場合などでは一回あたりの単位での利用料金となります。

〔料金表―基本料金・通常時間〕

名称	利用回数		
	週1回	週2回	週3回以上
練馬区総合事業訪問型サービス 区独自基準サービス	13,007円	25,980円	41,211円
身体介護加算	399円	798円	1,276円
(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	3,192円	6,361円	10,100円
生活機能向上連携加算 I			1,140円
生活機能向上連携加算 II			2,280円
口腔連携強化加算			570円

- ※ 週3回以上の利用は、事業対象者、要支援2に該当する方に限り提供します。
- ※ 要介護認定の更新や区分変更の申請を行い、要介護と認定された場合には新たに訪問介護サービスの契約をさせていただきます。
- ※ サービス提供時間は、1回あたり60分以内とします。
- ※ 身体介護加算を取得する場合において、初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位の2,280円をいただきます。

(2) 身体介護加算

入浴の見守り、介助や買い物同行といった身体介護を含むサービス提供を行った場合、上記の表に記載の料金をいただきます。

(3) 生活機能向上連携加算

リハビリテーション専門職や医師等から助言をもらい、共同でアセスメントを行い、個別サービス計画書を作成し、定期的に助言や連携をとる場合において、100単位の1,140円(条件に応じて200単位の2,280円)をいただきます。

(4) 口腔連携強化加算

歯科医療機関の歯科医師又は歯科衛生士に相談できる体制を確保し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供する場合において、50単位の570円をいただきます。

(5) (1) 介護職員等処遇改善加算 (I)

当事業所においては、所定単位数にサービス別加算率<訪問型サービス:24.5%>を乗じた単位数で算定をすることと致します。なお、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。この加算による算定額については、賃金改善に関する計画に基づき、適切に介護職員に充てさせていただきます。

交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合も包括報酬のためキャンセル料は発生しません。

その他

※ お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

※ 練馬区総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合や、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまでに利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。

(要介護となった場合は本契約締結日からの要介護の再契約となります。)

※ 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日前後に当月分の料金を請求いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

(お支払い方法は、口座自動引落、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)

※ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

※ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

※ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承下さい。

※ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

※

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社のサービス提供責任者または訪問事業責任者

が伺いいたします。

契約を結びサービス提供を開始します。

※ 介護予防計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 練馬区総合事業サービスを受けていた利用者の事業対象者区分が非該当（自立若しくは介護保険要介護状態区分が要介護）と認定された場合
（この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。また、下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合も同様です。
 - 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声や大声を発する、対象範囲外のサービスの強要 など
 - セクシュアルハラスメント
サービス従業者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる など
 - その他
サービス従業者の自宅の住所や電話番号を執拗に聞く、ストーカー行為 など

(3) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る地域包括支援センター、又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当事業所の総合事業 訪問型サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	毎月1回 全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	随時更新を行ってまいります

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田近 郷
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しています。

(5) 虐待防止マニュアルを作成するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

(1) 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ・ 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ・ 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ・ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(2) 事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・ 身体拘束等適正化委員会を設置します。
- ・ 身体拘束に関する説明書・経過観察記録に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ・ 当該利用者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター、ならびに居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医 氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問型サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に係る福祉事務所や居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する訪問型サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

区市町村	区域管轄	
	連絡先	
居宅介護 支援事業所	事業所名	
	住所	
	連絡先	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
保障の概要	事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として

11 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当： 管理者 田 近 郷 電話： 03-5923-7795

- (2) その他（当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

_____総合福祉事務所（住所地の管轄） 電話： 03-_____

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話： 03-3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話： 03-6238-0177

12 虐待防止・人権擁護に関する相談・通報先

- (1) 当事業所虐待防止・人権擁護 相談窓口

担当： 管理者 田 近 郷 電話： 03-5923-7795

- (2) その他（当社以外に、区市町村の相談窓口等に相談・問い合わせをすることができます。）

_____総合福祉事務所（住所地の管轄） 電話： 03-_____

東京都社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話： 03-5283-7020

(3) 虐待発見時の通報先

_____総合福祉事務所（住所地の管轄）

電話：03-_____-_____

1.3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況	実施評価機関	評価結果の開示状況
年 月 日 実施 ・ 未実施		

1.4 業務継続計画（BCP）の策定等

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

会社の概要

社名 株式会社ヒューマンリライトケア
資本金 1,000万円
社員数 16名
設立 平成23年12月
所在地 東京都練馬区石神井町4-3-15
カーサ・ヴェルデ石神井公園1階
代表取締役 田近郷
事業内容 訪問介護事業 障害福祉サービス（居宅介護）事業
練馬区介護予防・日常生活支援総合事業〔訪問型サービス〕
練馬区地域生活支援事業〔移動支援〕
練馬区育児支援ヘルパー事業・子育てスタート応援券事業
ヘルパー派遣（自費）サービス
家事代行サービス
研修支援事業

練馬区総合事業訪問型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名>アデリーケア練馬事業所（練馬区総合事業指定番号： 1372008423 号）

<住所>東京都練馬区石神井町 4-3-15 カーサ・ヴェルデ石神井公園 1 F

<代表者名> 田 近 郷 印

私は、事業者から契約書及び本書面を交付され、練馬区総合事業訪問型サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者

<住所>

<氏名> 印

代理人

<利用者との関係>

<住所>

<氏名> 印